

令和 8 年度ケアマネ支援センター設置事業企画提案実施要領

(令和 8 年 2 月 20 日 保健福祉部長寿社会課)

この「企画提案実施要領」(以下「実施要領」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「令和 8 年度ケアマネ支援センター設置事業委託」(以下「委託」という。)に係る委託候補者の選定に関し、企画提案に参加しようとする者(以下「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 委託を予定している業務

資料 2 「令和 8 年度ケアマネ支援センター設置事業委託仕様書」のとおり。

2 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 「令和 8 年度ケアマネ支援センター設置事業」一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 「委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 |
| (4) 予算額 | 2,096 千円(消費税及び地方消費税を含む) |

3 参加資格

委託に関する参加者は、以下に掲げる参加資格の要件全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定め、たうえで企画提案に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「4 企画提案手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書類」という。)の提出を求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与している

と認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ 県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。
- (8) 本事業の実施において、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は、別紙「令和8年度ケアマネ支援センター設置事業委託仕様書 8その他（3）」に記載の事項に留意するとともに、個人情報の保護に関し安全管理措置（※）がなされ、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守できる者であること。

※ 安全管理措置…個人情報保護委員会が作成・公開している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）平成28年11月（令和5年4月1日施行）」に掲載の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。

(URL : <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

4 企画提案手続等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県保健福祉部長寿社会課（岩手県庁9階）

電話 019-629-5441

FAX 019-629-5439

電子メールアドレス ad0005@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の提示

企画提案に関する下記の要領等について、岩手県公式ホームページ（トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞コンペ＞コンペ参加者募集情報＞令和8年度ケアマネ支援センター設置事業の企画提案について）に掲載する。

資料1 企画提案実施要領（本書）

資料2 委託仕様書

資料2 関係（別記）個人情報取扱特記事項

資料3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

事業内容や企画提案の方法等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和8年2月25日（水）から

令和8年3月3日（火）午後5時

イ 質問先 岩手県 保健福祉部 長寿社会課 介護福祉担当

（「4の（1）担当課」を参照すること。）

ウ 質問方法 質問は書面によるものとし、電子メール等で送信すること。電話等の口頭による受け付けは行わない。

エ 回答方法 原則として、質問の受け付けから3日以内に、岩手県公式ホー

ムページの募集ページに掲載する。

(URL<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/1095136.html>)

なお、最終回答期日は、令和8年3月4日とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 企画提案参加確認申請書 [様式1]
- (イ) 組織等に関わる調書 [様式2]
- (ウ) 役員名簿 [様式3]
- (エ) 事業等に関する調書 [様式4]
- (オ) 令和7年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- (カ) 令和8年度の事業計画及び収支予算がわかる書類

イ 提出期限：令和8年3月5日（木）午後5時（必着）

- (ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に4の（1）に直接提出のこと。
- (イ) 郵送の場合は、書留にて提出期限までに4の（1）に必着のこと。

ウ 留意事項

- (ア) 提出期限までに提出しない者又は企画提案参加資格が認められなかった者は、企画提案に参加することができないものとする。
- (イ) 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。
- (ウ) 参加資格の確認結果は、令和8年3月9日（月）までに郵送により書面で通知する。
- (エ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画提案参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

- (ア) 提出期限：令和8年3月13日（金）午後5時
- (イ) 提出場所：4の（1）に同じ
- (ウ) 提出方法：持参による

イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和8年3月16日（月）までに説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を回答する。

(6) 企画提案書等の提出

令和8年度ケアマネ支援センター設置事業の企画提案書は、次に従い作成すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書表紙 [様式 5]
- (イ) 企画提案書 [様式 6]
- (ウ) 事業に関わるスタッフ一覧 [様式 7 (参考)]
- (エ) 費用積算書 [様式 8 (参考)]
- (オ) 定款または会則及び最新の総会議事録

イ 提出部数

用紙はA4片面印刷とし、2部ずつ提出すること。

なお、企画提案書表紙 [様式 1] については、押印した原本及び写し1部を提出すること。

ウ 企画提案書の提出期限等

- (ア) 提出期限 令和8年3月17日(火)17時(郵送必着)
- (イ) 提出先 4の(1)に同じ

エ 提出方法 必ず郵送で提出すること。

(7) 企画提案の無効

(4)のウにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

5 審査方法等

企画提案の審査は、審査委員会を設置のうえ、「令和8年度ケアマネ支援センター設置事業企画提案審査要領」に従って実施する。

審査は書面審査とし、参加者によるプレゼンテーションは行わない。

6 契約等

県は、委託候補者と日程、事業内容及び経費等について調整したうえ、再度委託契約に係る見積りを徴収し契約締結交渉を行う。ただし、委託候補者に事故等があり、見積徴収が不可能となった場合などには、次点者を委託候補者として見積もりを依頼するものとする。

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (2) 一度提出された書類の変更、差替えは、軽微なものを除いて認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は委託候補者の選定作業以外には使用しない。
- (6) 提出された書類の記載内容等を確認するため、提案者等に問い合わせることがある。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (8) 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 本事業は、令和8年4月1日以降の実施を予定するものであり、令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、業務委託手続きについて停止の措置を行う場合がある。

【参考】スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 質問の受付期限 | 3月3日（火） |
| (2) 質問に対する最終回答 | 3月4日（水） |
| (3) 企画提案参加資格確認申請書提出期限 | 3月5日（木） |
| (4) 参加資格に関する県の回答期限 | 3月16日（月） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 3月17日（火） |
| (6) 企画提案選考委員会 | 3月下旬 |
| (7) 契約締結 | 3月下旬 |